

2/2

令和元年 7月16日

医療法人 [REDACTED] 様

紀宝町長 西田 健

福祉医療費の窓口無料化の実施について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当町の福祉行政に対しましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、三重県紀宝町では、隣接市町である和歌山県新宮市の新宮医師会、紀南歯科医師会、新宮薬剤師会等のご理解のもと、子育て世代への経済的負担の軽減による子育て支援の一層の充実を図るため、下記のとおり福祉医療費の窓口無料化を実施することといたしました。

窓口無料化の実施にあたりましては、お手数をおかけすることになりますが、本助成事業の趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、当町の福祉医療の概要、受給者証、医療機関等での取り扱い確認事項等を記載した手引等を送付しますので、ご一読頂き、何かご不明な点や今後実施していく上で、課題、問題点などございましたら、下記の担当窓口にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

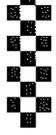
1. 実施時期 令和元年9月1日（9月診療分）から
2. 対象者 社会保険加入者で子ども医療費、一人親家庭等医療費、障がい者医療費助成制度の対象となる未就学児（6歳到達後最初の3月31日まで）
3. 対象医療機関 新宮市内の保険医療機関等
4. 実施方式 レセプト請求方式
5. 受給資格証 対象者に現物給付用の「福祉医療費受給資格証」（公費負担番号を記載）を交付
6. 配布資料等 紀宝町福祉医療の手引き、レセプト計算事例、福祉医療窓口無料PRチラシ

※ 国民健康保険、国保組合加入者及び紀宝町子ども医療費、一人親家庭等医療費、障がい者医療費助成制度の未就学児以外の対象者については、現行のとおり償還払いとなります。

※ ご確認：医療機関等から支払基金和歌山支部への請求するに当たり、紀宝町の公費負担者番号
子ども：81240673、一人親：82240672、障がい：80240674を記録、請求できるか否かをシステム会社に確認を行って下さい。

※ 福祉医療窓口無料PRチラシを受付、掲示板等に掲示をお願いいたします。

担当窓口 紀宝町役場 福祉課 医療助成係 TEL 0735-33-0339



「計 29 部」
FAX あり

紀宝町福祉医療費助成制度の手引き (新宮市医療機関等用)

令和元年9月診療分以降

紀宝町福祉課医療保険係

一 目 次

第1章 紀宝町における福祉医療費助成制度について

- | | |
|-------------|--------|
| 1 制度の概要 | … P. 3 |
| 2 現物給付について | … P. 4 |
| 3 他法等との優先関係 | … P. 4 |

第2章 受給資格証について

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 償還給付用の受給資格証見本 | … P. 5 |
| 2 現物給付用の受給資格証見本 | … P. 6 |

第3章 医療機関等における取り扱いについて

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 受給資格証の確認 | … P. 7 |
| 2 有効期間の確認 | … P. 8 |
| 3 自己負担金の徴収 | … P. 8 |
| 4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について | … P. 8 |
| 5 現物給付対象者判定フローチャート | … P. 9 |

第4章 医療費助成の流れについて

- | | |
|---------------------|---------|
| 現物給付方式(就学前児童(6歳以下)) | … P. 10 |
|---------------------|---------|

第5章 レセプトの記載要領

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点 | …P. 11 |
| 2 レセプトの記載事例 | …P. 11 |

現物給付に関するQ&A

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 受給資格について | … P. 12 |
| 2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて | … P. 13 |
| 3 併用レセプトの提出について | … P. 14 |

お問い合わせ先

…P. 15

第1章 紀宝町における福祉医療費助成制度について

1. 制度の概要

福祉医療費助成制度は、障がい者、一人親家庭等及び、子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的として実施される制度です。紀宝町に住所を有する方で、以下の要件に該当し、資格申請をされた方には町より受給資格証を発行し、医療費を助成します。

区分	要件 (対象者)	助成額	助成方法
障がい者	・身体障害者手帳1～3級の者又は知能指数50以下と判定された者 ・精神障害者保険福祉手帳1級の者(通院分のみ)	健康保険の自己負担相当額	償還払い (一定条件に該当する場合は現物給付)
一人親家庭等	一人親家庭の母又は父及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童など	健康保険の自己負担相当額	
子ども	高校等卒業までの子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	健康保険の自己負担相当額	

◎助成対象外(次の場合は医療費の助成はできません)

<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証の提示がない場合 ・健康保険が適用されない場合 ・学校や保育所での負傷や疾病など、スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等第三者行為による診療の場合 ・生活保護法による医療扶助を受けている方
--	---

※償還払い・・・受給資格者が医療機関等に対して、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を支払った後に、町から受給資格者に対して支払う方法

※現物給付・・・受給資格者が、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を医療機関等に支払うことなく、町から医療機関等に対して支払う方式

2. 現物給付について

現物給付の条件	
年齢	紀宝町内に住所を有する6歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども（4月1日生まれは前月末日まで）
公費	「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」の公費受給資格対象者
外来医療費	新宮市内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額 ※国保加入者については三重県内のみ
入院医療費	新宮市内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額、食費療養費標準負担額 ※国保加入者については三重県内のみ

3. 他法等との優先関係

福祉医療費助成制度よりも医療保険（被用者保険）の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が、優先して適用されます。

※先に適用した公費負担制度等に自己負担がある場合は、その自己負担額が助成対象になります。

【公費負担制度の例】

「更生医療・育成医療・精神通院医療（障害者総合支援法）」

「特定疾患治療研究事業」「小児慢性特定疾患医療」「特定医療（指定難病）」等

第2章 受給資格証について

1 償還給付用の受給資格証見本

紀宝町においては、現物給付対象年齢の受給資格者には、従来の受給資格証とともに、現物給付用の受給資格証を交付します。

また、償還給付対象年齢の受給資格者には従来の受給資格証のみを交付します。

福祉医療費受給資格証（従来・償還給付用 色：白）

紀宝町 福祉医療費受給資格証		
子 ども		
受給資格証番号	××××××	
受給資格者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
	保護者等氏名	紀宝 太朗
	フリガナ	キホウ ハナコ
	氏 名	紀宝 花子
	生年月日	令和元年 9 月 1 日
有効期間	令和元年 9 月 1 日 から 令和2年 8 月 31 日 まで	
発行機関名	紀宝町長 	
交付年月日	令和元年 9 月 1 日	

※「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」共通様式

2 現物給付用の受給資格証見本

福祉医療費受給資格証 (現物給付用 色:ピンク)

社会保険加入者用

現物給付		紀宝町福祉医療費受給資格証 子ども	
		※三重県及び新宮市内の医療機関等のみ有効	
公費負担者番号	81240673		
公費受給者番号	XXXXXXXXXX		
受給資格者	住所	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	
	フリガナ	紀宝 太郎	男
	氏名	紀宝 太郎	
	生年月日	令和元年 9月 1日	
加入者氏名	世帯主(健保協賛会員)の氏名	XXXXXXXXXX	
	名称	XXXXXXXXXX	
有効期間	令和元年 9月 1日から 令和2年 8月 31日まで		
発行機関名	紀宝町長 		
交付年月日	令和元年 9月 1日		
<p>紀宝町外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。万が一使用した場合は、紀宝町への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。</p> <p>※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。上記医療機関等においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。</p>			

国民健康保険加入者用

現物給付		紀宝町福祉医療費受給資格証 子ども	
		※三重県内の医療機関等のみ有効	
公費負担者番号	81240673		
公費受給者番号	XXXXXXXXXX		
受給資格者	住所	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	
	フリガナ	紀宝 太郎	男
	氏名	紀宝 太郎	
	生年月日	令和元年 9月 1日	
加入者氏名	世帯主(健保協賛会員)の氏名	XXXXXXXXXX	
	名称	XXXXXXXXXX	
有効期間	令和元年 9月 1日から 令和2年 8月 31日まで		
発行機関名	紀宝町長 		
交付年月日	令和元年 9月 1日		
<p>紀宝町外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。万が一使用した場合は、紀宝町への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。</p> <p>※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。上記医療機関等においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。</p>			

※ 「公費負担者番号」は、以下のとおり福祉医療の公費種別ごとに定められた番号が記載されます。

公費種別	公費負担者番号
子ども	「81240673」
一人親家庭等	「82240672」
障がい者	「80240674」

第3章 医療機関等における取り扱いについて

1 受給資格証の確認

医療機関等の窓口では毎回、健康保険証と受給資格証の提示を求め、確認してください。現物給付対象年齢の受給資格者については、現物給付用の受給資格証（ピンク）を必ず確認してください。現物給付対象の診療分については、併用レセプト方式にて社会保険診療報酬支払基金（以後「支払基金」とする）に請求をしていただくこととなります。

なお、受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、自己負担の徴収をお願いします。ただし、下記の場合のみ、その限りではありません。

【例外的なもの】

新宮市内の医療機関等において、ひと月のうち、受診時に受給者証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合、下記の取扱いも可能です。

《事例》

- 1回目：9月10日受診 現物給付用受給資格証提示あり
⇒現物給付扱い（自己負担なし）
- 2回目：9月12日受診 受給資格証提示なし
⇒助成対象外（窓口にて自己負担を徴収する）
- 3回目：9月17日受診 現物給付用受給資格証提示ありの場合
⇒この時、2回目：9月12日受診分を医療機関等より受給資格者へ自己負担を返金し、現物給付払いとして取り扱っていただいても構いません。（審査支払機関へのレセプト提出までの間であればこのように調整することが可能です。）

【町から受給資格者（保護者）への周知について】

町から受給資格者に対し、現物給付を受けるため医療機関等での受診時に受給資格証を毎回提示する必要があることについて、広報等での告知、資格証交付時に受給資格者（保護者）に対し説明する等を行い、周知徹底に努めます。

2 有効期間の確認

受給資格証には有効期間が記載されていますので、有効期間内の受診であるか確認してください。期間外は助成の対象外となります。

なお、期間内の受給資格証を持っていても、紀宝町外へ転出する等により、既に資格を喪失している可能性があります。また、資格を喪失していない場合でも、加入する保険が国保になった方については、新宮市内の医療機関等受診分は現物給付の対象外となります。ついては、医療機関等での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（町外へ転出していないか）や、保険証が変わっていないか）をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に町外に住所があることが判明した場合や、保険証が国保に変わっている場合は、紀宝町での福祉医療費助成もしくは現物給付の助成対象外になりますので、自己負担の徴収をお願いします。

【資格喪失者に対する対応について】

町より、転出等により資格を喪失した受給資格者（保護者）に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。

また、有効期限切れの受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

3 自己負担金の徴収

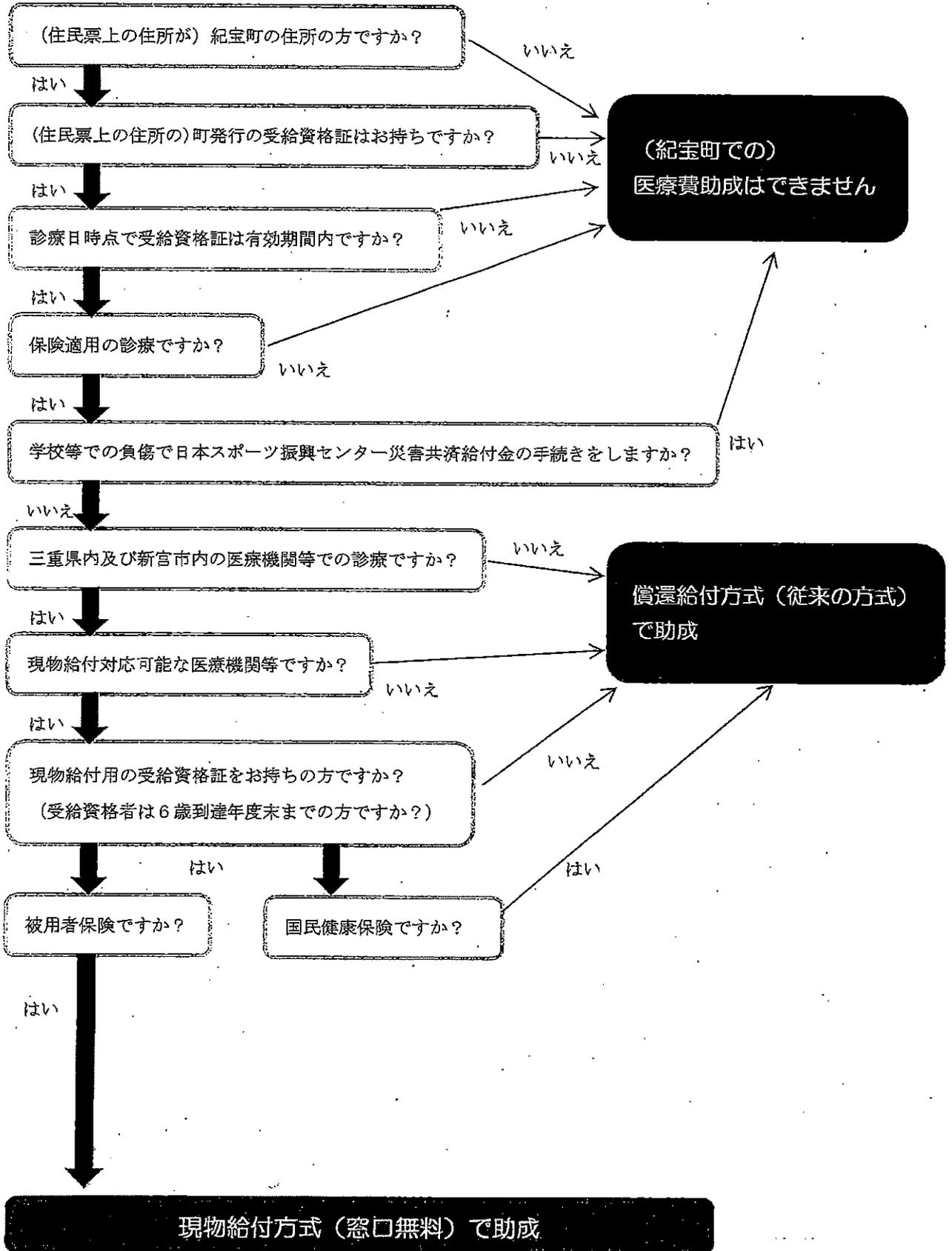
現物給付用の受給資格証を持っていない受給資格者（義務教育就学以上の者）及び現物給付対象者のうち、国保加入者の新宮市内の医療機関等受診分については、従来どおり償還給付方式での助成となりますので、医療機関等の窓口で自己負担を徴収してください。

また、保険診療の対象にならない医療費は助成の対象となりませんので、医療機関等窓口で徴収してください。

4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について

被用者保険に加入する受診者の高額療養費は、限度額認定証の提示の有無にかかわらず、一律「ウ：一般」の所得区分で算定します。

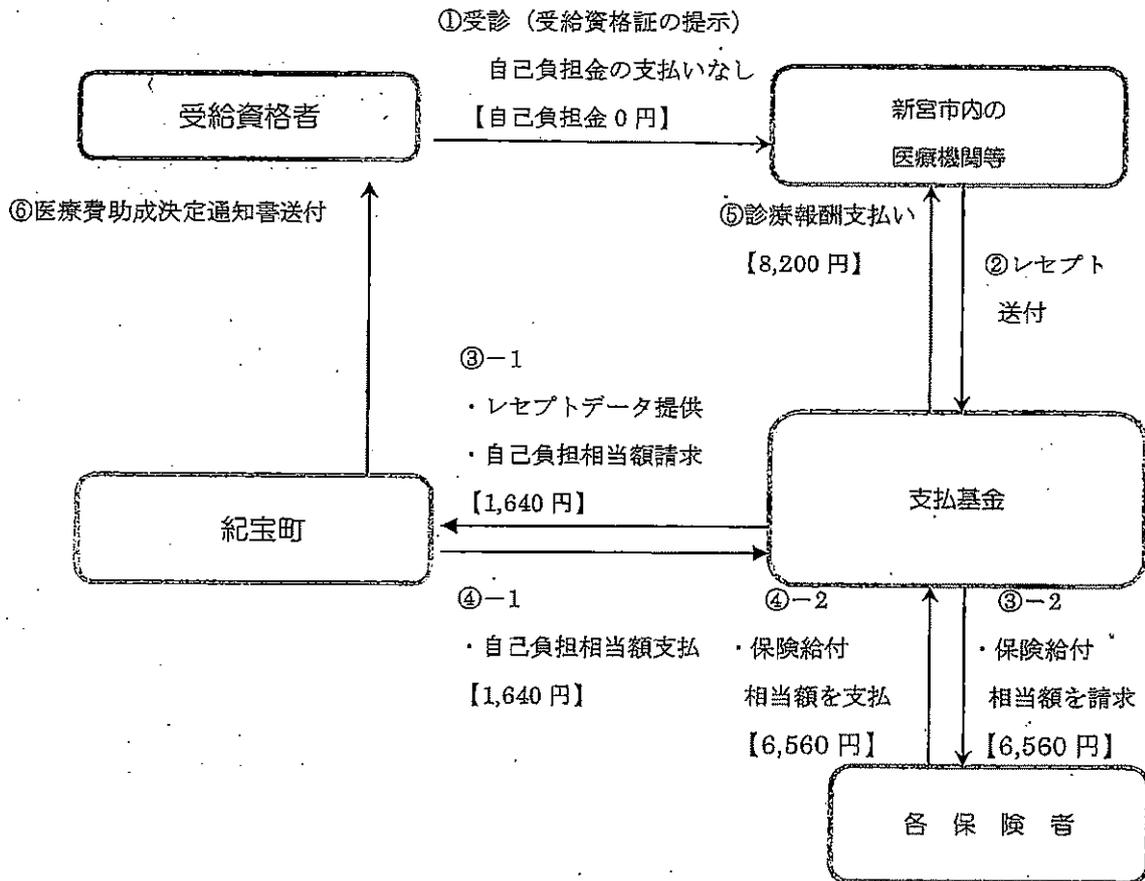
5 現物給付対象者判定フローチャート



第4章 医療費助成の流れについて

2 現物給付方式（社保加入就学前児童（6歳以下））

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2割） 1,640 円 の場合



- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
自己負担相当額は支払わない。
- ② 医療機関等は、支払基金に併用レセプトを提出する。（原則診療翌月の10日）
- ③-1 支払基金は、紀宝町に現物給付対象分のレセプトデータを提出する。併せて自己負担相当額を請求。※1
- ③-2 支払基金は、保険者に保険給付相当額を請求。
- ④-1 紀宝町は支払基金に自己負担相当額を支払う。※2
- ④-2 保険者は支払基金に保険給付相当額を支払う。
- ⑤ 支払基金は、医療機関等に診療報酬相当額を支払う。
- ⑥ 紀宝町は、受給資格者に「（現物給付分）医療費助成決定通知書」を送付する。
（時期未定）

※1 同時に支払基金は紀宝町に対し、審査支払手数料を請求する。

※2 紀宝町は支払基金に対し、審査支払手数料を支払う。

※国保の場合は従来通りの償還払いです。

第5章 レセプトの記載要領

1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点

(1) 医療保険と福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)の併用レセプトで請求します。

他の公費負担制度がある場合は、3者併用レセプトで請求を行います。

(2) 福祉医療公費は、他の公費負担制度を優先します。

福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)は、他の公費負担制度において自己負担金が発生した場合に助成を行います。

(3) 養育医療(53)については、医療保険+養育医療+福祉医療の3者併用レセプトで請求されると過誤調整となるため、償還払いにより助成を行います。

(4) 食事療養費の福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)の「請求」欄と「標準負担額」欄には、対象金額を記載します。

2 レセプトの記載事例

別添資料

「福祉医療費助成事業に係るレセプト及び計算事例
—未就学者窓口無料化対応—」を参照ください。

現物給付に関するQ&A

1 受給資格について

Q 1. 現物給付対象年齢（就学前児童）の受給資格者が受診時に紀宝町の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。（※出生や転入等による福祉医療受給資格取得の手続きがまだの方も含む）

A 1. 受給資格証の提示がなかった場合は、医療費助成は受け付けられません。

なお、支払基金へ診療レセプトを提出するまでの間に、受給資格証の確認ができた場合は、受給資格証表示の住所に変更がないか（特に町外へ転出していないか）や、加入保険に変更がないか等、口頭確認をした上で、現物給付扱いをしていただいても構いません。

Q 2. 受給資格証の確認は受診の都度、行わなければなりませんか。

A 2. 受給資格証の確認は重要ですので必ず確認してください。町外へ転出するなど、表示の期間中であっても、常時、資格喪失の可能性があります。

紀宝町としても、転出等による資格喪失後の受給資格証や、加入保険等の変更前の受給資格証の回収と、それらの受給資格証を使用しないよう注意喚起に努めますが、医療機関等におかれましても、提示された受給資格証の有効期限の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に町外へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

Q 3. 受給資格者が、途中で町外へ転出した場合どうなるのですか。

A 3. 町外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。資格喪失後の受給資格者が誤って受給資格証を提示した場合や、医療機関等が受給資格証を確認せずに現物給付扱いとした場合、助成金の過払いが発生し、受給資格者または医療機関等からの返金をしていただく場合があります。

そのため、医療機関等の窓口での受給資格証の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に町外へ転出していないか）についての口頭確認は重要となりますので、ご協力をお願いします。

Q 4. 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 4. 資格が喪失する要件としては、①年齢到達、②死亡、③町外への転出、④生活保護の受給開始、⑤保険資格喪失（無保険）等があります。なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日（町外転出であれば転出日）となります。

また、加入する保険が国保になった場合は、新宮市内の医療機関等受診分については現物給付の対象外となります。

Q 5. 福祉医療費助成制度における所得制限はありますか。

A 5. 「三重県福祉医療費補助金交付要領」第4条の規定により、福祉医療費助成受給者資格の認定の際、本人・保護者等の所得制限による判定を行っています。

なお、紀宝町については所得制限はありません。

※1 町に受給資格認定申請をしていない等により、受診者が受給資格をもっていない場合がありますので、ご注意ください。

2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて

Q 6. 現物給付方式により窓口で医療費を徴収しないとき、領収書の発行はどうなりますか。

A 6. 受給資格者には、後日医療費助成決定通知を送付し、ご自身の医療費内容を確認していただくことから、診療明細書等の発行をしていただきますようご協力をお願いします。なお、領収書については、償還払いとの2重申請を防ぐため、発行しないようお願いいたします。

Q 7. 受給資格者が、他の公費負担制度（小児慢性、育成医療等）の証をもっている場合はどうすればよいか。

A 7. 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。

福祉医療費助成制度よりも医療保険の給付及び他の公費負担制度が優先して適用されます。紀宝町は、他公費負担制度の自己負担相当額を助成することになります。

Q 8. 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか。

- A 8. 保険給付の対象とならない医療費（健康診断、予防接種、入院時の部屋代等）等があります。なお、食事療養費の標準負担額については現物給付の対象となります。

Q 9. 受給資格者が受診の際、保護者等から「保育所で怪我をしたため、スポーツ保険の給付を受ける」との申出があった場合、どうすればよいか。

- A 9. 学校や保育所等の管理下における怪我等については、「日本スポーツ振興センター災害給付金（スポーツ保険）制度」の対象になり、スポーツ保険からの給付が優先されるため、福祉医療費の助成対象外となります。窓口にて必ず自己負担相当額の徴収を行ってください。

Q 10. 三重県及び新宮市「内」の医療機関発行の処方箋により、三重県及び新宮市「外」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

- A 10. 三重県及び新宮市「外」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象にならず、償還払いの対象となります。

Q 11. 三重県及び新宮市「外」の医療機関発行の処方箋により、三重県及び新宮市「内」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

- A 11. 三重県及び新宮市「内」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になります。

Q 12. 熊野市の受給者が、現物給付用（熊野市発行）の受給者証を新宮市内の医療機関に提出された場合、どのように取り扱えばよいか？

- A 12. 令和元年9月より、新宮市内の医療機関等を現物給付の対象としているのは、三重県内の市町においては紀宝町のみですので、通常通り窓口にて自己負担相当額を徴収してください。

3 併用レセプトの提出について

Q 13. 併用レセプト提出後に記載内容に変更があり、医療費の過誤が生じた場合はどうすればよいか。

A 1 3. 支払基金に対し「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。

また、過誤となった医療費については、翌月以降に支払基金において過誤調整が行われます。

Q 1 4. 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればよいか。

A 1 4. 他の公費負担制度を申請中の場合は、併用レセプトの提出を一旦保留していただき、他の公費負担制度の受給者証の確認をしてから併用レセプトの提出をしていただくか、レセプト提出後に他の公費負担制度の受給者証を確認した場合は、「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。過誤となった医療費については、翌月以降に過誤調整が行われます。

Q 1 5. レセプトの返戻があった場合、どうすればよいか。

A 1 5. 国保から社保、社保から国保の返戻時には、福祉医療費の公費負担者番号及び受給資格証番号を空白で返戻するので、支払基金に再請求する際は、福祉医療費の公費負担者番号及び受給資格証番号を記載しないようお願いいたします。

社保から社保の返戻時には、福祉医療費の公費負担番号及び受給者資格番号の記載をお願いいたします。

お問い合わせ先

紀宝町

担当部課名	紀宝町役場 福祉課 医療保険係
所在地	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
連絡先	TEL: 0735-33-0339 FAX: 0735-32-3061

紀宝町福祉医療費助成事業に係る

レセプト及び計算事例

—未就学者窓口無料化対応—

令和元年9月診療分以降

紀宝町福祉課医療保険係

◎留意事項

(1) 紀宝町の福祉医療事業において、窓口無料化（現物給付）は、以下の条件を満たした場合、対象となります。

▶義務教育未就学の者が受診した場合。
▶受診した者が、紀宝町において「子ども医療」及び「一人親家庭等医療」「障がい者医療」の受給者資格を有するもので、医療機関等窓口にて町が発行した有効期限内の「（現物給付用）福祉医療受給資格証」を提示した場合。
※ただし、住民票の住所地と受給資格証発行元の町が異なっている場合は不可。

▶三重県内及び新宮市内の医療機関等で受診した場合。
なお、現物給付対象となる診療科は、「内科」「歯科」「調剤」となります。
※ただし、国保加入者については三重県内の医療機関等のみ対象。

(2) 被用者保険（社会保険）分に係る福祉医療費助成事業の請求時に参考としてください。

(3) 紀宝町では、入院時食事療養費標準負担額は助成対象となっております。ただし、入院時生活療養費標準負担額については、助成対象外となります。

(4) 福祉医療費助成事業及び受給資格に関するお問い合わせは、以下のとおりです。

・紀宝町役場 福祉課 医療保険係
TEL：0735-33-0339 FAX：0735-32-3061

(5) 「請求計算」に関するお問い合わせは、以下のとおりです。

・社会保険診療報酬支払基金 和歌山支部
⇒担当：管理課 TEL：073(427)3711

◎公費負担者番号

公費負担者番号は現物給付用の受給資格証に記載されています。

紀宝町の公費負担者番号は以下のとおりです。

市町	公費種別		
	子ども医療費	一人親家庭等医療費	障がい者医療費
紀宝町	81240673	82240672	80240674

目 次

診療報酬明細書の請求計算事例	ページ
【事例 1】 医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来）	1
【事例 2】 医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来） （福祉医療費の対象とならない医療があった場合）	2
【事例 3】 医療保険と（52）小児慢性と福祉医療費（現物給付）の3者併用（未就学者2割・外来） （同点数の場合）	3
【事例 4】 医療保険と（52）小児慢性と福祉医療費（現物給付）の3者併用（未就学者2割・外来） （異点数の場合）	4
【事例 5（歯科）】 医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来）	5
【事例 6（歯科）】 医療保険と（54）難病医療と福祉医療費（現物給付）の3者併用（未就学者2割・外来）	6
【事例 7（調剤）】 医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来）	7
【事例 8（調剤）】 医療保険と（52）小児慢性と福祉医療費（現物給付）の3者併用（未就学者2割・外来）	8
【事例 9】 被用者保険（社会保険）と福祉医療費（現物給付）の2者併用で特記事項「30区才」の場合（未就学者2割・入院） （※高額療養費該当・「限度額適用認定証」の提示あり）	9
【事例 10】 被用者保険（社会保険）と福祉医療費（現物給付）の2者併用で特記事項「30区才」の場合（未就学者2割・入院） （※高額療養費該当・「限度額適用認定証」の提示なし）	10

【事例 1】

医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来）

診療報酬明細書 平成31年 9月分 県番 30 医コ 999.999.9

				1医科	1社	2 2併	4六外
公費①	81 24 0673	公受①	00000000	保険	00	00	000 40
公費②		公受②		公費①に福祉医療費（現物給付）の公費負担者番号及び公費受給者番号（受給資格証番号）を記載します。			

氏名		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由			
傷病名	(1) (2)	診 (1) 年 月 日	診療実日数
			保 1 日
		公費①に福祉医療費（現物給付）に係る診療実日数を記載します。	① 1 日
			② 日

公費①に福祉医療費（現物給付）に係る点数を記載します。

療養の給付	保険	請求 点	※決定 点	※一部負担金額 円			
	公①	1,000					
	公②	1,000			※高額 円	※公 点	※公 点

【療養の給付の請求金額】

○療養の給付

医療保険
 $8,000円 = 10,000円(総医療費) \times 0.8$

福祉医療費
 $2,000円 = 10,000円(総医療費) \times 0.2$

【事例 2】

医療保険と福祉医療費（現物給付）の2者併用（未就学者2割・外来）

◎福祉医療費の対象とならない医療があった場合

例) 受給資格証の提示がないなど、現物給付の対象とならない日を含む場合

診療報酬明細書 平成31年 9月分 県番 30 医コ 999.999.9

1 医科	1 社	2 2併	4 六外
公費①	81 24 0673	公受①	00000000
公費②		公受②	

保険 〇〇 〇〇 〇〇〇 〇

公費①に福祉医療費（現物給付）の公費負担者番号及び公費受給者番号（受給資格証番号）を記載します。

氏名	特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由		
傷病名	(1) 診 (1) 年 月 日	診療実日数
	(2)	保 3 日
		① 2 日
		② 日

公費①に福祉医療費（現物給付）に係る診療実日数を記載します。

公費①に福祉医療費（現物給付）に係る点数を記載します。

療養の給付	保険	請求 点	※決定 点	※一部負担金額 円			
	公①	5,000					
	公②	3,600			※高額 円	※公 点	※公 点

【療養の給付の請求金額】

○療養の給付

医療保険
 $40,000円 = 50,000円(総医療費) \times 0.8$

福祉医療費
 $7,200円 = 36,000円(総医療費) \times 0.2$

受給者（医療機関での窓口負担）
 $2,800円 = 14,000円(医療保険に係る医療費) \times 0.2$

【事例 3】

医療保険と(52)小児慢性と福祉医療費(現物給付)の3者併用(未就学者2割・外来)
 ◎同点数の場合

診療報酬明細書				平成31年 9月分	県番 30	医コ	999.999.9	1医科	1社	3 3併	4六外
公費①				52	XX	XXXX	公受①	ZZZZZZZ			
公費②				81	24	0673	公受②	0000000			

氏名		特記事項	
職務上の事由		保険医療機関の所在地及び名称	公費②に福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。

傷病名	(1)	診察開始日	(1)	年	月	日	診療実日数	保	1	日
	(2)	(2)	年	月	日	①		1	日	

公費①に(52)小児慢性に係る点数を記載し、公費②に福祉医療費(現物給付)に係る点数を記載します。	公費①に小児慢性に係る診療実日数を、公費②に福祉医療費(現物給付)に係る診療実日数を記載します。
---	--

療養の給付	保険	請求点	5,500	※決定点		※一部負担金額 円	
	公①	5,500		5,000			(52)小児慢性疾患自己負担上限額管理票に基づいた窓口負担額を記載します。
	公②	5,500				※高額 円	

【療養の給付の請求金額】
 ○療養の給付

医療保険
 $44,000円 = 55,000円(総医療費) \times 0.8$

(52)小児慢性
 $6,000円 = 55,000円(公①52) \times 0.2 - 5,000円(52患者負担)$

福祉医療費
 $5,000円 = 5,000円(52患者負担)$

【事例 4】

医療保険と(52)小児慢性と福祉医療費(現物給付)の3者併用(未就学者2割・外来)
 ◎異点数の場合

診療報酬明細書 平成31年 9月分 県番 30 医コ 999.999.9 1医科 1社 3 3併 4六外

公費①	52 XX XXXX	公受①	ZZZZZZZ
公費②	81 24 0673	公受②	OOOOOOO

他の公費が優先ですので、公費①に「(52)小児慢性」の公費負担者番号及び公費受給者番号を記載します。

公費②に福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。

氏名 特記事項 職務上の事由 傷病名 (1) (2) 診療開始日 (1) 年月日 (2) 年月日 診療実日数 保 2 日 ① 1 日 ② 2 日

保険医療機関の所在地及び名称

公費①に小児慢性に係る診療実日数を、公費②に福祉医療費(現物給付)に係る診療実日数を記載します。

療養の給付	保険	請求点	5,500	※決定点		※一部負担金額 円	
	公①	4,500			5,000		
	公②	5,500				※高額 円	※公点 ※公点

(52)小児慢性疾患自己負担上限額管理票に基づいた窓口負担額を記載します。

公費②に総点数を記載します。

【療養の給付の請求金額】

○療養の給付

医療保険

$$44,000円 = 55,000円(総医療費) \times 0.8$$

(52)小児慢性

$$4,000円 = 45,000円(公①52) \times 0.2 - 5,000円(52患者負担)$$

福祉医療費

$$7,000円 = (55,000円(総医療費) - 45,000円(公①52)) \times 0.2 + 5,000円(52患者負担)$$

【事例 5 (歯科)】

医療保険と福祉医療費 (現物給付) の2者併用 (未就学者2割・外来)

診療報酬明細書

都道府県番号 医療機関コード

(歯科) 平成31年 9月分 30 999.999.9

3	①社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外
歯科	2 公費	4 退職	② 2 併 3 3 併	④ 六外 6 家外	0 高外7

公費負担者番号	81	24	067	3	公費負担医療の受給者番号	000	000	0
保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0
被保険者手続	福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。							
給付割合								109 7 ()

氏名	特記事項	届出	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由	1 標準上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	補償・普救診・外来環 GIR・医管・在宅管 3 長細管・特選・手術歯科 歯技工・明器・等イ新	

傷病名部位	()内に福祉医療費(現物給付)に係る診療日数を記載します。	診断開始日	年 月 日
		診療日数	1日 (1日)
		転帰	治癒 死亡 中止

摘要	「公費分点数」欄に福祉医療費(現物給付)に係る点数を記載します。		公費分点数	請求	1,000 点	合計	1,000 点
			患者負担額(公費)	決定	※ 円	決定	円
			高額療養費	※	円	減額割(円) 免除:支払猶予	円

【療養の給付の請求金額】

○療養の給付

医療保険

8,000円 = 10,000円(総医療費) × 0.8

福祉医療費

2,000円 = 10,000円(総医療費) × 0.2

【事例 8 (調剤)】

医療保険と(52)小児慢性と福祉医療費(現物給付)の3者併用(未就学者2割・外来)

診療報酬明細書 平成31年 9月分 県番 30 薬コ 999.999.9

4調剤 1社 3 3併 4六外

公費①	52 XX XXXX	公受①	ZZZZZZ
公費②	81 24 0673	公受②	0000000

保険
記
他の公費が優先ですので、公費①に「(52)小児慢性」の公費負担者番号及び公費受給者番号を記載します。

公費②に福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。

保険薬局の所在地及び名称
公費①に(52)小児慢性に係る処方箋の受付回数を、②に福祉医療費(現物給付)に係る処方箋の受付回数を記載します。

医療機関	和歌山県新宮市春日1-1 〇〇〇〇医院 県 30 点数表 1 医コ 23XXXXX	保険医氏名	1 服野 太郎 2 3 4 5	6 7 8 9 10	受付回数	保	1	日
					①	1	日	
					②	1	日	

公費①に(52)小児慢性に係る点数を記載し、公費②に福祉医療費(現物給付)に係る点数を記載します。

摘要		請求点	※決定点	※一部負担金額 円	基本料 点	時間外 点	薬学管理料	※高額療養費 円	※公費負担金額① 円	※公費負担金額② 円
療養の給付	保険	5,000								
	①	5,000		2,840						
	②	5,000								

(52)小児慢性疾患自己負担上限額管理票に基づいた窓口負担額を記載します。

【療養の給付の請求金額】
○療養の給付

医療保険
40,000円 = 50,000円(総医療費) × 0.8

(52)小児慢性
7,160円 = 50,000円(公①52) × 0.2 - 2,840円(52患者負担)

福祉医療費
2,840円 = 2,840円(52患者負担)

【事例 9 (高額)】

被用者保険 (社会保険) と福祉医療費 (現物給付) の2者併用で特記事項「30区才」の場合
(未就学者2割・入院) (※高額療養費該当・「限度額適用認定証」の提示あり)

診療報酬明細書 (医科入院)				1医科	1社・国	2 2併	3六入
#REF!				保険	〇〇	〇〇	〇〇〇
公費①	81 24 0673	公受①	〇〇〇〇〇〇〇	公費①に福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。			
公費②		公受②					

傷病名	(1)	診	(1)	年 月 日	診療実日数	保	20	日
	(2)					①	20	日
「特記事項」欄に、「限度額適用認定証」に記載されている適用区分を記入します。					特記事項	30 区才		
					保険医療機関の所在地及び名称			
公費①に福祉医療費(現物給付)に係る診療実日数を記載します。								

公費①に福祉医療費(現物給付)に係る点数を記載しま

食事療養費は、標準負担額等を記載します。(県の手引き参考に)

療養の給付	保険	請求	点	※決定	点	※一部負担金額	円	回数	回	基準額	円	標準負担額	円
		公①	50,000	50,000	82,430	82,430	60			38,400	12,600		
公②					60	38,400	12,600						

「一部負担金額」欄に、適用区分「(ウ):一般」で計算した一部負担金額を記載します。

【療養の給付の請求金額】
 ※「限度額適用認定証」の提示の有無にかかわらず、高額療養費は適用区分「(ウ):一般」で、一律に計算します。
 ○療養の給付

医療保険
 $400,000円 = 500,000円(総医療費) \times 0.8$

福祉医療費
 $82,430円(自己負担限度額) = 80,100円 + ((500,000円 - 267,000円) \times 1\%)$

医療保険の高額療養費
 $17,570円 = (500,000円(総医療費) \times 0.2) - 82,430円$

【事例 10 (高額)】

被用者保険 (社会保険) と福祉医療費 (現物給付) の2者併用で特記事項「30区才」の場合
(未就学者2割・入院) (※高額療養費該当・「限度額適用認定証」の提示なし)

診療報酬明細書 (医科入院) #REF!				1医科	1社・国	2 2併	3六入
-				保険	〇〇	〇〇	〇〇〇
公費①	81	24	0673	公受①	〇〇〇〇〇〇		
公費②				公受②			

公費①に福祉医療費(現物給付)の公費負担者番号及び公費受給者番号(受給資格証番号)を記載します。

「限度額適用認定証」の提示がないため、「特記事項」欄は空白。		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
傷病名	(1) (2)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日
		診療末日数	保 日 ① 日 ② 日

公費①に福祉医療費(現物給付)に係る点数を記載します。

食事療養費は、標準負担額等を記載します。
(県の手引き参考に)

療養の給付	保険	請求	点	※決定	点	※一部負担金額	円	回数	回	基準額	円	標準負担額	円
		50,000				60	38,400			12,600			
公①	公	50,000				60	38,400	12,600					
公②	公												

「限度額適用認定証」の提示がないため「一部負担金額」欄は、空白。

【療養の給付の請求金額】

※「限度額適用認定証」の提示の有無にかかわらず、高額療養費は適用区分「(ウ):一般」で、一律に計算します。

○療養の給付

医療保険

$$400,000円 = 500,000円(総医療費) \times 0.8$$

福祉医療費

$$82,430円(自己負担限度額) = 80,100円 + ((500,000円 - 267,000円) \times 1\%)$$

医療保険の高額療養費

$$17,570円 = (500,000円(総医療費) \times 0.2) - 82,430円$$